

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第73準備書面関係)

2021年(令和3年)5月18日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人
弁 護 士 出 口 治 男
同 渡 辺 輝 人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
528 -2	軽水炉の過酷な 状況に基因する 緊急事態におい て公衆を防護す るための措置 (翻訳資料) 抄本	2016年7月	国際原子 力 機 関 (翻訳: 日本原子 力開発機 構)	IAEAの「屋内退避」の考 え方一屋内退避を一時的 な極めて例外的措置と考 えていること、措置をとる 場合の条件